- 1. 件名:福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(2号機燃料取扱 設備及び燃料取り出し用構台の設置)に係る面談
- 2. 日時:令和3年2月4日(木) 13時30分~15時25分
- 3. 場所:原子力規制庁 18階会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

知見主任安全審査官

髙木技術参与(テレビ会議システムによる出席)

検査グループ 専門検査部門

宮崎上席原子力専門検査官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 担当6名(テレビ会議システムによる出席)

5. 要旨

- 〇東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請(2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置)について、資料に基づき主に以下の説明があった。
 - > 実施計画の変更認可申請の内容
 - ✓ 2.11添付資料-3-1「放射性物質の飛散・拡散を防止するための機能に関する説明書」
 - ◇ 燃料取り出し用構台は、燃料取り出し作業に必要な範囲をカバーして 風雨を遮る構造とする。また、当該作業に伴う建屋等に付着した放射 性物質の大気への放出を抑制するため、燃料取り出し用構台は隙間を 低減した構造とするとともに、換気設備を設ける。
 - ◆ 換気設備は、原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用 構台内の気体を吸引し、放射性物質を捕集するための排気フィルタユニットを介して排気する。また、排気フィルタユニットの出入口に放射性物質濃度測定器を設置する。
 - ◆ 換気設備による換気風量は、原子炉建屋オペレーティングフロア及び 燃料取り出し用構台内の熱負荷を除熱するために必要な風量に余裕 を考慮して約30,000m³/hとする。
 - ◆ 換気設備からの排気による敷地境界での実効線量は、約 0.003mSv/年と評価しており、法令の濃度限度 1mSv/年よりも十分低い。
 - ✓ 2. 11添付資料-3-1別添-3「2号機原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備に係る確認事項」
 - ✓ 2. 11添付資料-4-3「燃料取り出し用カバー換気設備の構造強度 及び耐震性に関する説明書」

 - ◆ ダクトについて、「JEAG4601-1987 原子力発電所耐震設計技術指針」 を準用し、耐震設計審査指針上の耐震 Cクラス設備に適用される静的

地震力を採用して評価した基準支持間隔よりも小さい間隔で支持することにより、耐震性を確保する。

- ○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、
 - ▶ 設置する換気設備について、原子炉建屋及び燃料取り出し用構台における換 気風量のバランス、外部からの空気の流入箇所、放射性物質(ダスト)と空 気の流れ・マスバランス等が具体的に分かるよう、図面等を用いて説明する こと。また、換気風量の設定に含まれる余裕分の考え方について説明すること。
 - ▶ 換気設備の設置に伴い、既設置の排気設備を廃止して本申請での換気設備に切り替えるとのことであるが、その旨を明示すること。
 - ▶ 換気設備に係る確認事項について、構造確認に外観確認を追加するとともに、 構造を示した図面を追加すること。

等を求めた。

6. その他

資料:

▶ 2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置について